学校いじめ防止基本方針

平成 26 年７月

静岡県立榛原高等学校

定時制の課程

（改訂　令和８年９月）

＜目　　次＞

項　　目	ページ
第１章　基本的な事項	1
１　いじめの定義	
２　いじめの理解	
３　いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
(1)　いじめの未然防止	
(2)　いじめの早期発見、早期対応	3
(3)　関係機関との連携	
第２章　組織の配置	4
１　構成員	
２　役割	
第３章　いじめの未然防止のための取組	5
第４章　いじめの早期発見・早期対応に向けての取組	7
第５章　いじめに対する措置	8
第６章　重大事態への対処	9
別紙１　　いじめ事案発生時のフロー図	10
別紙２　　いじめ重大事態対応フロー図	11
別紙３　　いじめ防止年間計画	12
別紙４　　いじめの早期発見年間計画	13
相談窓口（静岡県）	14
相談窓口（牧之原市）	15

第１章　基本的な事項

１　いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団から無視をされる
・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立って考えることが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、本人がいじめに気がつかなかったりした場合もあるので、その子の周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

２　いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こり得る。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校４年生から中学校３年生までの６年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは１割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも１割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えらえる。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつけなければならない。

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応をしなければならない。いじめられた子どもは心身ともに傷つき、その大きさや深さは本人でなければ実感ができない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど状況は深刻さを増し、その対応が難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要になる。いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。学校と家庭だけでなく、地域や関係機関と連携を図りながら、いじめの未然防止に取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止 －健やかでたくましい心を育む－

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止め　てくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係が築かれるようにする。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながる。

健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域がそれぞれ連携をしながら、子ども自身の自立をめざすことが大切である。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えることができる。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していく。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要となる。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるように努めていくことが大切である。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要がある。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められている。学級活動や総合的な学習の時間などを活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要となる。

学校、家庭、地域は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚しながら、責任を遂行するように努めることが大切である。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが大切である。そのためには、学校や家庭、地域が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。

○ 早期発見 －いじめはどの子どもにも起こりうる－

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められる。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ている。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切となる。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められる。

学校においては、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努める必要がある。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに学校や家庭へ連絡するなどして連携して対応することが重要である。

○ 早期対応 －いじめられている子どもの立場に立って組織的に－

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められる。いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認して対応することが重要である。状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関との連携も必要である。

(3) 関係機関との連携 －専門家とつながる－

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関と連携することが大切である。

いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような機関との適切な連携が必要となる。

・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
・人権啓発センターや法務局、家庭裁判所など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者への周知

第２章　組織の設置（校内いじめ対策委員会）

１　構成員

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、関係する教職員

２　役割

(1)　教職員の共通理解と意識啓発、研修の企画運営
(2)　未然防止のための具体的対策の提示と周知、年間計画の作成
(3)　早期発見のための措置の提示、年間計画の作成
(4)　生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
(5)　いじめの相談窓口、通報窓口
(6)　いじめ発生（疑い含む）時の対応教職員の決定
(7)　早期の事実確認、情報収集、対応方法の検討・伝達
(8)　重大事態については、県教委への報告、被害生徒・保護者への説明、報道提供
(9)　対策の定期的検証・評価

第３章　いじめの未然防止のための取組

「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどすべての児童生徒が被害者としてばかりでなく、加害者としても巻き込まれ、同じ年度の中でも児童生徒が入れ替わりながら次々に経験することがある。また、「目に付きにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する、発見を第一に取り組むという姿勢では、手遅れになることが少なくない。つまり、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち「未然防止の取組」を行うことが、最も合理的で最も有効な対策となる。未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

１　授業改善

生徒にストレスをもたらす最大のストレッサーは、「友人関係にまつわる嫌なできごと」、次いで「人に負けたくないという過度の競争意識」さらに「勉強にまつわる嫌なできごと」が続く。生徒が　　学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間であるため、授業中に生徒の不安や不満が高められていないかが授業改善の大きなポイントとなる。そのために「わかる授業づくり」、「すべての生徒が主体的に参加できる授業形態の工夫」を行う。

２　道徳教育

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、各教科の授業の中、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事、部活動の教育活動全体を通じて指導する。

３　情報モラル

インターネットの掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みよる「ネットいじめ」は、人権の侵害行為であり犯罪であることを強く認識させる。

４　生徒の自主的な活動の場の設定

ホームルーム活動や生徒会活動などで、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

５　保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校へ連絡または相談をしてもらうように啓発する。

６　教職員の資質向上

教職員研修を通して、いじめに関する共通理解を図るとともに、事例検討などを計画的に行い、適切な対応がとれるようにする。なお、教職員一人が対応するのではなく、組織的にどのように対応するのかを理解する。

７　いじめ防止委員会の開催

月に一回、いじめ防止委員会を開催し、全職員でいじめの前兆現象等がないか確認する。

８　対策の検証・評価

いじめの未然防止対策の中間検証、年度末には検証と評価を行うことにより、翌年度の実施内容及び年間計画を見直し、改善を図る。

第４章　いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

１　日頃の観察と教職員間の情報共有

学級担任・教科担当・部活動顧問・委員会顧問等は、日頃の生徒のささいな変化に気づき、気づいた情報を学級担任等と共有を図る。その情報に基づき速やかに対応する。気になる変化が見られた遊びや、ふざけなどのように見えるものの気になる行為があった場合、５ＷＩＨ（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモ等に残しておき、職員がいつでも情報を共有できるようにする。また、養護教諭から保健室での様子を聞いたり、保護者へ家庭で気になった様子はないかなど、きめ細かく情報交換を取るようにする。なお、欠席が連続５日の場合は、電話連絡又は面談を実施する。

２　定期的な個人面談、健康調査アンケート、いじめに関するアンケートの実施

各学期当初・中間考査後等の生徒面談・夏季休業中の三者面談を実施し、生徒個々の心の様子や変化を把握する。定期的な健康調査アンケート・いじめに関するアンケートを実施し、生徒個々の心身の健康状態を調査するとともにいじめに関しては些細な内容でも把握できるようにする。

３　スクールカウンセラーの活用

定期的に来校するスクールカウンセラーを活用し、生徒・保護者が気軽に相談できる体制を作る。教職員も気になる生徒の様子をカウンセラーに伝え、どのように対応していった方がよいかアドバイスが得られように積極的に活用を図っていく。

４　相談電話等の周知

友人・保護者・教職員に相談できないケースもあるため、「24 時間いじめ相談ダイヤル」などで相談ができることを生徒へ周知する。

第５章　いじめに対する措置　　（別紙１）

１　早期の事実確認と組織的な対応

いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合、校内いじめ対策委員会で、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと事実関係の把握を行う。いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒への指導など、問題が解消するまでこの校内いじめ対策委員会が遂行する。ここで、問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことではなく、生徒の人格の成長に主眼を起き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことをいう。なお、いじめが確認された場合には、事柄が大きい小さいに関わらず県教育委員会に報告する。

２　被害生徒への支援・加害生徒への指導、保護者対応

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、校内いじめ委員会を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめをおこなった生徒とその保護者に対する指導・助言を継続的に行う。必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように配慮する。なお、いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとりながら指導する。また、校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることも考慮する。

３　関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察（スクールサポート）に相談し連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。日頃から警察や相談機関等との協力体制づくりを確立しておき、いじめが起きたときには、状況に応じて早期に対応できるようにする。

４　関係する学級（学年、部活動）などへの指導・支援

いじめの事実を学級・学年または部員などに正確に伝え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得ながら支援する。いじめの再発を防止するためにどうすればよいのかを生徒一人一人が考える機会をつくる。

第６章　重大事態への対処　　（別紙２）

１　重大事態の認知

重大事態とは、

(1)　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・生徒が自殺を企画した場合　・精神性の疾患を発症した場合

・身体に重大な傷害を負った場合　・金銭を奪い取られた場合 等

(2)　欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（概ね 30 日間)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

(3)　生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

２　教育委員会への報告と調査組織による調査

重大事態が発生した場合には、県教育委員会に事実関係を報告する。県教育委員会の判断のもと、速やかに県教育委員会または学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきものではない。なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

３　被害生徒・保護者への情報提供

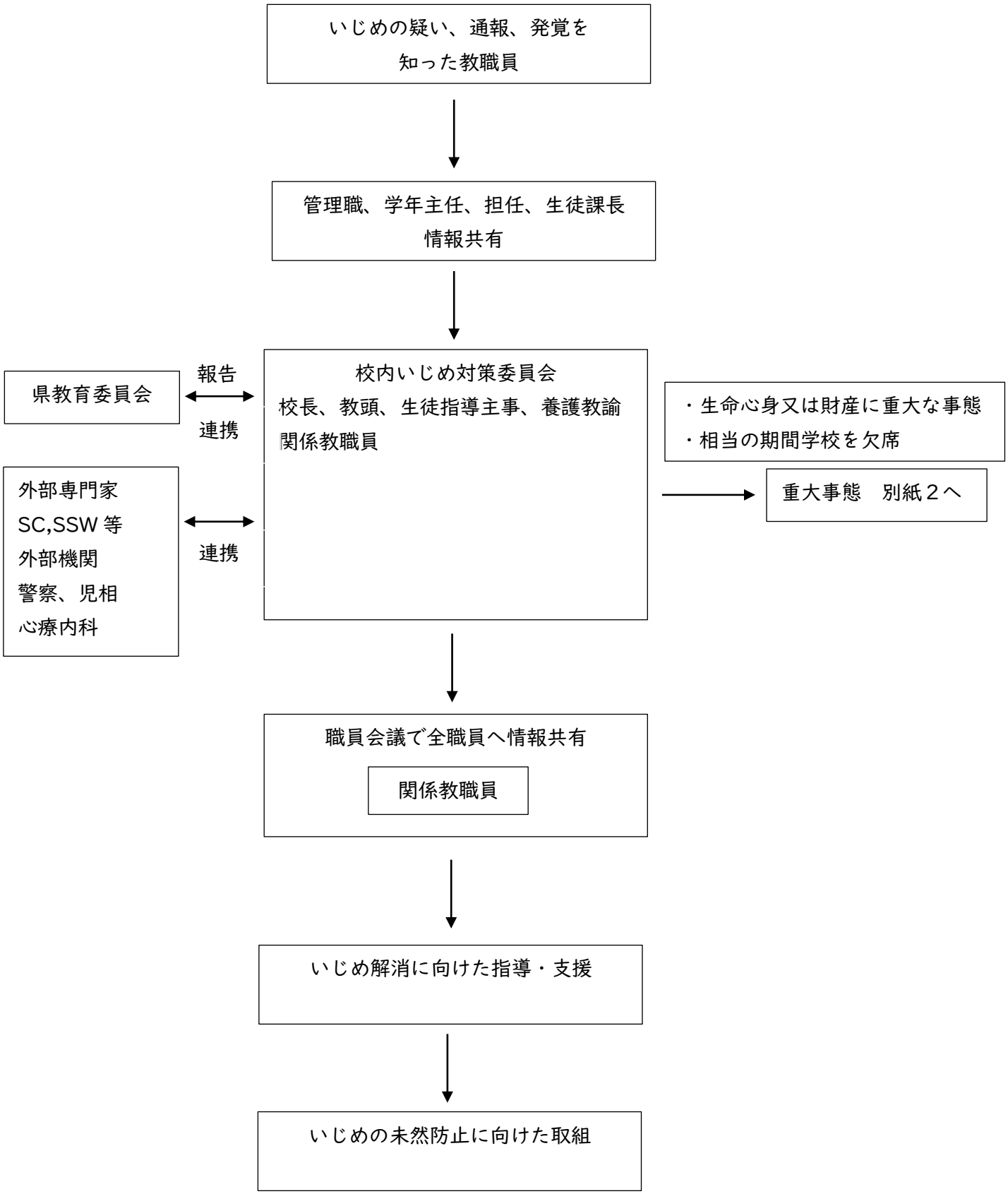
県教育委員会または学校は、いじめを受けた生徒及び保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

４　報道対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した状況提供を行う。

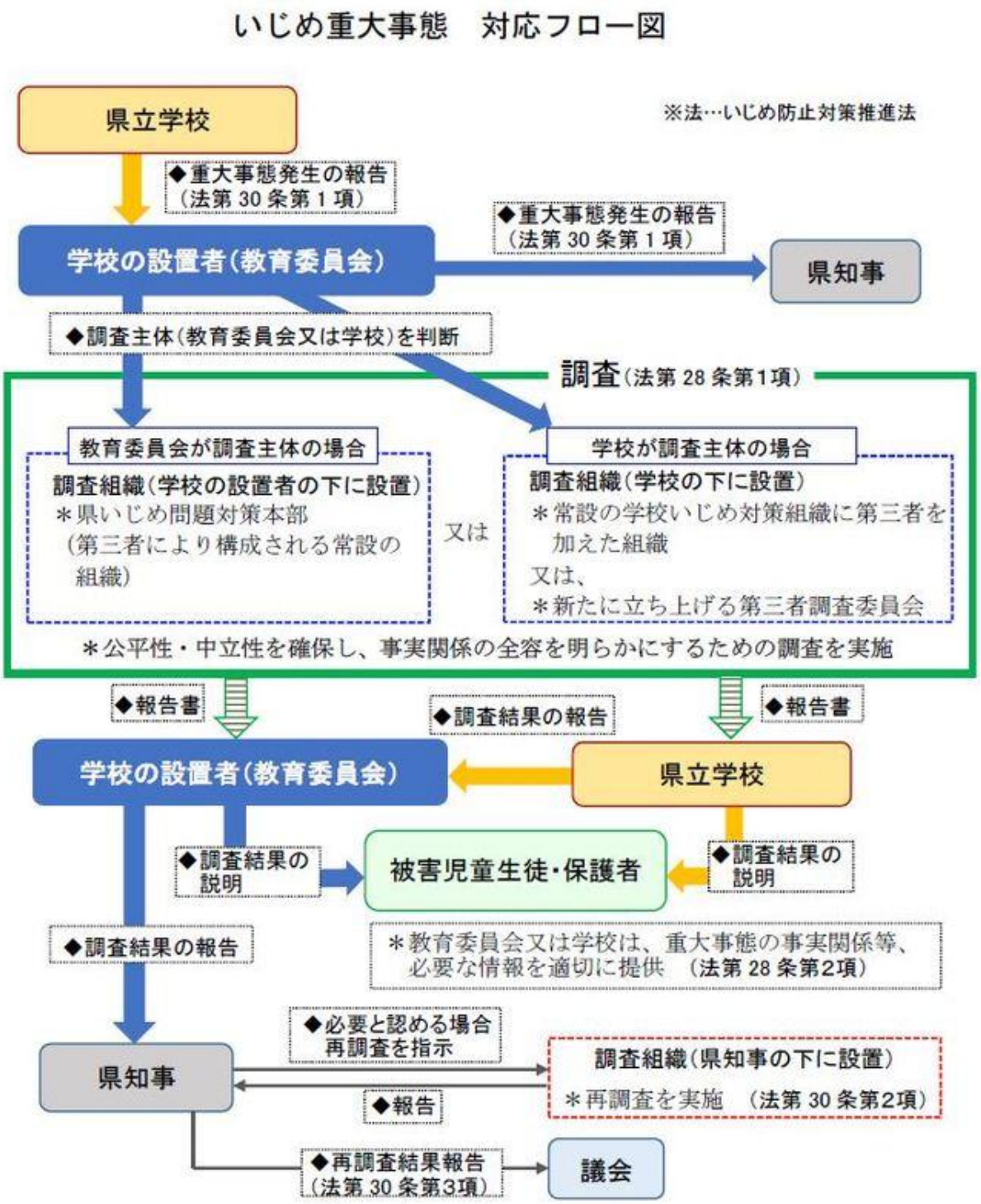
別紙１

＜いじめ事案発生時のフロー図＞



別紙２

＜いじめ重大事態　対応フロー図＞



別紙３

いじめ防止　年間計画

榛原高等学校　定時制の課程

	学校行事等	家庭との連携	地域との連携
４月	始業式・対面式 　学校いじめ防止基本方針の説明 新入生オリエンテーション 面接週間	入学式 　学校いじめ防止基本方針の説明	榛原警察署
５月	新入生歓迎会 学校生活アンケート 避難訓練		第１回学校運営協議会
６月	面接週間 あたたかみ① 校内生活体験発表会 レクリエーション大会	教育振興会　理事会	第２回学校運営協議会
７月	あいさつ運動	三者面談	学警連 県下一斉少年補導
８月			
９月	面接週間 生徒会長選挙		
１０月	インターンシップ（３年） 生徒総会 学校生活アンケート 避難訓練 面接週間		第３回学校運営協議会
１１月	健康講座 あたたかみ② 遠足		
１２月	あいさつ運動 演劇教室 球技大会		県下一斉少年補導
１月	あたたかみ③ 定時制合同文化祭		
２月	あいさつ運動 修学旅行（３年） 学校生活アンケート		第４回学校運営協議会
３月	対策の検証及び評価 避難訓練		

別紙４

いじめの早期発見　年間計画

榛原高等学校　定時制の課程

	学校行事等	家庭との連携	地域との連携
４月	面接週間 授業・ＨＲでの生徒観察 いじめ防止委員会開催	ＨＲ担任や部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談
５月	学校生活アンケートの実施 授業・ＨＲでの生徒観察 いじめ防止委員会開催	ＨＲ担任や部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談
６月	授業・ＨＲでの生徒観察 いじめ防止委員会開催	ＨＲ担任や部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談
７月	授業・ＨＲでの生徒観察 いじめ防止委員会開催	三者面談 ＨＲ担任や部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談
８月	職場訪問		
９月	授業・ＨＲでの生徒観察 いじめ防止委員会開催	ＨＲ担任や部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談
１０月	学校生活アンケートの実施 授業・ＨＲでの生徒観察 いじめ防止委員会開催	ＨＲ担任や部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談
１１月	授業・ＨＲでの生徒観察 いじめ防止委員会開催	ＨＲ担任や部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談
１２月	授業・ＨＲでの生徒観察 いじめ防止委員会開催	ＨＲ担任や部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談
１月	授業・ＨＲでの生徒観察 いじめ防止委員会開催	ＨＲ担任や部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談
２月	学校生活アンケートの実施 授業・ＨＲでの生徒観察 いじめ防止委員会開催	ＨＲ担任や部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談
３月	授業・ＨＲでの生徒観察 いじめ防止委員会開催	ＨＲ担任や部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談

相談窓口（静岡県）

相談窓口	相談内容	受付時間／連絡先
24時間 子供SOSダイヤル	子どものSOS全般 （子ども、保護者向け）	24時間対応／0120-0-78310（なやみいおう） ※匿名相談可
総合教育センター の面接相談	学校生活、家庭生活、子どもの 心や発達に関する教育相談 （子ども、保護者、教職員向け）	（予約受付）平日 9:00～17:00／0537-24-9738 （相談日）　掛川会場：月～金、沼津会場：水・金
教育相談 ハロー電話 「ともしび」	子どもの悩み相談、保護者の教育 相談（子ども、保護者向け）	平日（年末年始を除く）10:00～17:00 東部：055-931-8686（ハロ-ハロ-） 中部：054-289-8686 西部：0537-24-8686 ※匿名相談可
若者こころの 悩み相談窓口		24時間対応／0800-200-2326
静岡県LINE相談		平日 14:00～22:00、土・日・祝日 14:00～21:00 ID：@shizuokasoudan ※匿名相談可
こどもの人権110番 （静岡地方法務局）	いじめ・DV・差別、誹謗中傷など 人権に関する相談	平日 8:30～17:15（年末年始を除く）　※匿名相談可 0120-007-110（ぜろぜろななの ひゃくとおばん）
LINEじんけん相談 （静岡地方法務局）	上記相談と同じ	平日 8:30～17:15（年末年始を除く）　※匿名相談可 ID：@linejinkensoudan
静岡県警察 少年サポートセンター （警察本部人身安全少年課）	少年の非行防止や被害少年支援に 関する相談	平日 8:30～17:15 ※県警ホームページを御参照ください。
子どもの権利に 関する相談 （静岡県弁護士会）	いじめ、体罰、学校での困り事や 児童虐待、非行などの相談	9:00～12:00、13:00～17:00 静岡：054-252-0008　浜松：053-455-3009 沼津：055-931-1848　※初回相談無料
あざれあ相談 （静岡県男女共同参画課）	女性が抱える様々な悩み相談	月火木金 9:00～16:00、水 14:00～20:00 第２土曜日 13:00～18:00／054-272-7879 https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josei/ ※匿名相談可
	男性が抱える様々な悩み相談	第1・3土曜日 13:00～17:00／054-272-7880
ふじのくに LGBT電話相談	性のあり方に関する悩みごとや 困り事	第1火曜日、第3土曜日 18:00～22:00／0120-279-585 ※匿名相談可、家族・友人等相談可
静岡県性暴力被害 者支援センター SORA	性暴力被害に関する相談	（電話相談）24時間365日　#8891／0120-8891-77 （チャット相談）月～金 14:00～20:00 チャットはこちら→ ※匿名相談可、家族・友人等相談可
児童相談所虐待 対応ダイヤル	虐待の通告・相談	24時間対応／189（いちはやく）



なやみ相談ナビ「はなそっと」
年齢や悩みを選択すると、
適切な相談窓口を検索できます。

なやみの相談窓口一覧

まずは相談してみませんか

牧之原市民向け

令和7年４月現在

生きるのがつらいと思ったときなどの悩み

電話・面接・SNS相談

チャイルドライン
対象　18歳までの子ども
主催　NPO法人 チャイルドライン支援センター
電話　0120-99-7777　毎日16時～21時
チャット

こころの健康電話相談
0570-064-556
対象　どなたでも
主催　こころの健康相談統一ダイヤル

静岡いのちの電話
054-272-4343
0570-783-556
対象　どなたでも
主催　静岡いのちの電話

#いのちSOS
0120-061-338
対象　どなたでも
主催　NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク

よりそいホットライン
0120-279-338
対象　どなたでも
主催　一般社団法人 社会的包括サポートセンター

すみれ相談
054-286-9245
対象　自死で大切な方を亡くされた方
主催　静岡県精神保健福祉センター

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
対象　働く方やご家族 企業の人事労務担当者
主催　厚生労働省

まもろうよ こころ
対象　どなたでも
主催　厚生労働省

静岡県うちあけダイヤル
LINE
対象　県内在住の39歳以下の若者
主催　静岡県

あなたのいばしょ
チャット
対象　どなたでも
主催　NPO法人 あなたのいばしょ

生きづらびっと
対象　どなたでも
主催　NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク
LINE　チャット

BONDプロジェクト
LINE
対象　10代20代の女性
主催　NPO法人 BONDプロジェクト

発行：いのち支える牧之原市自殺対策計画ネットワーク会議
事務局：牧之原市健康推進課　TEL 0548-23-0024

家庭・子ども・若者の悩み

妊婦相談・赤ちゃん相談・乳幼児健康相談
妊娠中の生活、乳幼児の発育・発達、子育てや栄養の相談
牧之原市役所 健康推進課 0548-23-0027

遺児・孤児のための心のケアプログラム 奨学金（高校・大学）
親を亡くした小中学生のつどいや高校・大学の奨学金などの支援
一般財団法人あしなが育英会 あしながレインボーハウス
042-594-2418
rainbow@ashinaga.org

ひとり親の相談
ひとり親等に対して、就業相談、就業情報の提供、就労支援等を行う
ひとり親サポートセンター 054-284-0008

児童・生徒からの相談
小学生・中学生・高校生の悩みの電話相談
24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（24時間対応）

子育て相談
子どもの発育・発達、子育て全般に関する相談
牧之原市役所 福祉相談課 0548-23-0083

家庭児童相談
児童虐待、育児不安、非行、不登校、養育環境などに関する相談
牧之原市役所 福祉相談課 0548-23-0086

子どもグリーフサポート
身近な人を亡くした子ども・保護者の相談
子どもグリーフサポート浜松 sasaki@izoku-center.or.jp

いじめ・不登校の相談
いじめや不登校などで困ったりした時の相談
牧之原市役所 学校教育課 0548-53-2645
牧之原市教育支援センター「フルール」 0548-23-0093
牧之原市役所 福祉相談課 0548-23-0086

こどもの人権相談
こどもの発する信号をキャッチし、その解決に導くための相談
こどもの人権110番 0120-007-110

職業・就労の悩み

総合労働相談
パワハラ、セクハラ、いじめ、労働条件など、労働に関する相談全般
島田労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 0547-41-4909

スタートワーキングカフェ
40代未満の若者の就職をサポートする就労相談会
牧之原市役所 商工企業課 0548-53-2647

職業相談
就業・転職に関するサポート、職業訓練の申込、失業保険等
ハローワーク榛原 0548-22-0148

中小企業者支援
創業・経営に関する相談、補助金の案内等
牧之原市商工会 0548-52-0640

支援情報検索サイト
どこに相談したらいいかわからない時は支援情報検索サイトにて
地域別、方法別、悩み別に相談窓口を検索できます

健康・生き方の悩み

精神保健相談
こころの病気についての相談
静岡県中部健康福祉センター
054-644-9281
静岡県中部健康福祉センター榛原分庁舎
0548-22-1151

医療の相談
受診科の相談、退院(在宅・転院・施設入所)、退院後の生活、医療費や生活費などの経済的なことについての相談
榛原総合病院 患者支援センター
0548-22-7301

こころとねむりの健康相談
総合健康相談・もの忘れ相談
眠れない、気分が沈む等、心配なことの相談
こころや身体の健康に関すること、物忘れや認知症に関する相談
牧之原市役所 健康推進課
0548-23-0024

依存相談(薬物・アルコール・ギャンブル等)
薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症に関する悩みを抱える方及びご家族の相談
静岡県 精神保健福祉センター
054-286-9245

女性相談
家族や職場など、女性を取り巻く様々な問題や悩み等の相談
牧之原市役所 福祉相談課
0548-23-0086
あざれあ女性相談
054-272-7879

性暴力被害の相談
性犯罪・性暴力に関する相談・支援
静岡県性暴力被害者支援センターSORA
対応時間:24時間365日
#8891(通話無料)

男性相談
家族や職場など、男性を取り巻く様々な問題や悩み等の相談
あざれあ男性電話相談
054-272-7880

女性の人権相談
女性をめぐる様々な人権問題の電話相談
女性の人権ホットライン
0570-070-810

犯罪被害にあわれた方の相談窓口
犯罪被害にあわれた方の相談・支援
牧之原市役所 危機管理課
0548-23-0056
認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター
054-651-1011
牧之原警察署
0548-22-0110

性のあり方に関する相談
性のあり方に関する困りごとについての相談
ふじのくにLGBT電話相談
0120-279-585

ひきこもり相談
ひきこもりに悩む方と家族等の相談
牧之原市役所 福祉相談課
0548-23-0078
静岡県中部健康福祉センター 中部健康福祉センター榛原分庁舎
054-644-9281 0548-22-1151
静岡県精神保健福祉センター ひきこもり専用相談窓口
054-286-9219

静岡県若者こころの悩み相談窓口
40歳未満の若者のこころの悩みに関する電話相談
静岡県障害福祉課
0800-200-2326

高齢者・介護・成年後見の悩み

介護相談 認知症相談 高齢者虐待予防相談
要介護認定の申請や介護サービスについての相談、認知症、虐待、高齢者福祉に関すること
牧之原市役所 長寿介護課
0548-23-0076
0548-23-0074
牧之原市役所 福祉相談課
0548-23-0078

65歳以上の高齢者に関する医療や介護、認知症、虐待等に関する総合相談
地域包括支援センター さがら 0548-53-1900
地域包括支援センター オリーブ 0548-22-8822
地域包括支援センター さんいく 0548-23-3600

成年後見制度に関する相談
認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な人の財産管理や契約などに関する相談
成年後見サポートセンター
0548-52-3500

生活困窮・障がいの悩み

生活困窮の相談
経済的に生活に困っている方の相談
牧之原市役所 福祉相談課
0548-23-0078

障がいの相談・障がい者虐待予防相談
身体・知的・精神の各障がいに関する相談(各障がいの方に対応する相談)
牧之原市役所 福祉相談課
0548-23-0078
相談室こころ 牧之原
0548-22-5529
生活支援センター やまばと
0548-23-0073
生活支援センター つばさ
0548-53-2610

生活困窮者自立支援事業(就労支援・家計改善支援)
生活福祉資金の貸付相談
経済的にお困りの方への様々な相談、自立のための計画的な支援
低所得者、障がい者等が生活に必要な資金の貸付に関する相談
牧之原市社会福祉協議会
0548-52-3500

日常生活・消費生活の悩み

一般相談・心配ごと相談
日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談
牧之原市役所 市民相談センター
0548-23-0088

暮らしなんでも無料相談
日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談
ライフサポートセンターしずおか中部事務所
054-273-3715

法律相談
弁護士などによる相続や遺産分割、離婚、多重債務などの相談
牧之原市役所 市民相談センター
0548-23-0088
弁護士などによる相続や遺産分割、離婚、多重債務などの相談
静岡県弁護士会(静岡支部)
054-252-0008
法テラス静岡
0570-078-321
050-3383-5400

人権相談
【法務局・人権擁護委員】差別・虐待・いじめ・DV・ハラスメント・排外・中傷等、様々な人権相談
みんなの人権110番
0570-003-110
LINEじんけん相談

消費生活相談
専門の相談員が、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せ対応
牧之原市役所市民相談センター(消費生活センター) 0548-23-0088
消費者ホットライン 局番なし188
静岡県中部県民生活センター 054-202-6006